

富河監委発第25号
令和8年7月29日

富士河口湖町長 渡辺 英之 様

富士河口湖町監査委員 渡邊 敏朗

富士河口湖町監査委員 駒谷 勉

富士河口湖町監査委員 外川 満

令和8年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体等監査を実施しましたので、同条第9項及び第10項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和 8 年度
財政援助団体等監査報告書

令和 8 年 7 月

富士河口湖町監査委員

1. 根拠法令及び準拠基準

- ・地方自治法第199条第7項
- ・富士河口湖町監査基準

2. 監査の種類

財政援助団体等監査

3. 監査実施日

令和8年6月19日（金）

4. 監査対象課（局）及び団体等

令和7年度に補助金等により町から財政的援助を受けた団体等のうち次の団体を抽出し監査を実施した。

No.	所管課（局）	団 体 名
(1)	学校教育課	勝山中学校太鼓部
(2)	学校教育課	勝山中学校体操競技遠征費
(3)	学校教育課	勝山中学校スケート競技遠征費
(4)	生涯学習課	富士河口湖町スポーツ協会小立支部
(5)	生涯学習課	勝山スケートクラブ
(6)	生涯学習課	船津少年野球
(7)	政策企画課	まちづくりワークショップ
(8)	政策企画課	富士山暮らし応援隊
(9)	税務課	河口湖地域青色申告の街推進委員会
(10)	税務課	河口湖地域青色申告会
(11)	農林課	富士ヶ嶺ファームフェスタ実行委員会
(12)	観光課	Mt. Fuji ジャズフェスティバル実行委員会
(13)	観光課	（一社）富士河口湖町観光連盟（足湯運営費）
(14)	観光課	（一社）富士河口湖町観光連盟（ほうとうまつり運営）

計6課（局）、14補助金、13団体

5. 監査の着眼点

（所管課）

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助対象事業の内容が明確にされているか。また、公益上の必要性は十分か。
- ② 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ③ 補助事業に関する団体への指導監督は適切に行われているか。
- ④ 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ⑤ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要があるものはないか。

(財政援助団体等)

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課(局)へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符号するか。
- ② 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ③ 補助金に係る収支会計経理は適正に行われているか。
- ④ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- ⑤ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切に行われているか。

6. 監査の内容・方法

各課(局)に対し、所管する補助金交付団体及び補助金額等を記載した調査表の提出を求め、各補助金の概要等について確認を行い、その中から抽出した14の補助金について補助金交付要綱、交付申請書及び実績報告書等の該当補助金関係書類の提出を求め、所管課(局)長及び担当職員に補助事業の概要等の説明を受け質疑応答する形式で監査を実施した。

7. 監査の結果

所管課及び当該財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務は概ね適正に行われており、補助金の使途も概ね目的に沿って使用されていると認められた。

8. 監査の概要等

事前調査により各課(局)より提出された補助金交付団体の総数は延べ292団体、補助金額の総額は2億7,617万1,571円であった。監査を実施した13団体、14補助金の概要及び該当補助金に対する意見については次のとおりである。

(1) 勝山中学校太鼓部活動補助金

- ① 所管課
学校教育課
- ② 補助金額
680,000円
- ③ 補助の目的
活動費の補助
- ④ 事業内容
太鼓部の活動費補助

《意見》

補助事業に関する支払証明の添付など、適正な処理が行われていることを確認しました。今後は、決算書の作成をより分かりやすく行うなど、次年度以降も適正な活動が継続されるよう指導をお願いいたします。

(2) 勝山中学校 第 56 回関東中学校体操競技大会遠征費補助金

- ① 所管課
学校教育課
- ② 補助金額
25,120 円
- ③ 補助の目的
遠征費の補助
- ④ 事業内容
中学校運動部の関東大会出場時の遠征費補助

《意 見》

収支報告書の記載内容は具体的であり、適正に執行されていることを確認しました。また、成績も上位であり、子どもたちが大変努力している状況です。このように頑張っている多くの子どもたちがいる中で、他の市町村の交付要綱などを調査し、家庭の負担を軽減できるよう、町として支援策の検討をお願いいたします。

(3) 勝山中学校 全国中学校体育大会・第 46 回全国中学校スケート大会遠征費補助金

- ① 所管課
学校教育課
- ② 補助金額
138,000 円
- ③ 補助の目的
遠征費の補助
- ④ 事業内容
中学校運動部の全国大会出場時の遠征費補助

《意 見》

収支報告書の記載は具体的かつ詳細で分かりやすく、適正に執行されていることを確認しました。つきましては、次年度以降も同様の内容で作成・執行されるようお願いいたします。

(4) 富士河口湖町スポーツ協会小立支部

- ① 所管課
生涯学習課
- ② 補助金額（総額）
1,135,000 円
- ③ 補助の目的
運営費の補助

④ 団体の概要

社会体育の健全な発展を図り、その振興に貢献するとともに、町民の親睦を図り、その体力向上を目的とする。

《意見》

予算作成にあたり、前年度の繰越額を使用しなければ事業の実施が困難な状況となっております。このままでは次年度の補助額を増額しなければ事業の継続が難しくなる可能性があるため、会議費等の予算項目を精査し、削減可能なものについて検討していただきたいです。また、申請書および報告書の内容についても適正な指導をお願いいたします。

(5) 勝山スケートクラブ

① 所管課

生涯学習課

② 補助金額

450,000 円

③ 補助の目的

ユニフォーム購入補助

④ 事業の内容

ユニフォームの購入補助

《意見》

補助にあたり提出された陳情書には、選手の競技結果やユニフォームの状況が詳しく記載されており、大変分かりやすい内容でした。また、補助の算定根拠となる見積もりや成果物のイメージ画像、購入後の写真等が添付されており、補助内容が適正に処理されていることを確認しました。

(6) 船津少年野球

① 所管課

生涯学習課

② 補助金額

300,000 円

③ 補助の目的

ユニフォーム購入補助

④ 団体の目的

野球を通じて子供達の心身を育み、地元の地域活性化を図る

《意見》

補助にあたり陳情書を提出しており、少年野球団の状況やユニフォームの詳細が分かりやすく記載されています。補助の算定根拠となる見積もりや成果物のイメージ画

像等も添付されており、補助内容が適正に処理されていることを確認しました。

また、前項の補助金と同様に、地域の皆さま、財産区、町が一体となって子どもたちを応援し、補助金を交付していることを強く認識していただきたいと思います。子どもたちがこの地域を愛し、誇りを持てるよう、これらの想いをしっかりと伝えていただきたいと思います。

(7) まちづくりワークショップ

① 所管課

政策企画課

② 補助金額（総額）

50,000 円

③ 補助の目的

運営費の補助

④ 団体の概要

町の課題や可能性を発見し、ワークショップを開催し富士河口湖町をより住みやすい町にすることを目的とする。

《意見》

移住者や外国籍の方々との交流事業を開催し、交流の輪を広げていくことは非常に重要です。交流会の参加者には若い世代が多かったと伺っており、今後も永続的に事業を継続していくために、団体の世代交代を進めつつ、適正な運営が行われるよう引き続き指導をお願いいたします。

(8) 富士山暮らし応援隊

① 所管課

政策企画課

② 補助金額

200,000 円

③ 補助の目的

運営費の補助

④ 団体の概要

移住や二拠点居住等を計画している人のサポートや情報発信等の活動を行う。

《意見》

補助金に関する事務手続きは適正に処理されているものの、団体が実施している事業の成果がより明確にわかる報告書となるよう、ご指導をお願いいたします。事業として情報発信を行っており、特に移住者や移住希望者にとって非常に有益な情報であるため、この情報がさらに注目されるよう、町としても幅広く周知に努めていただきたいと思います。

(9) 河口湖地域青色申告の街推進委員会

- ① 所管課
税務課
- ② 補助金額
343,000 円
- ③ 補助の目的
運営費の補助
- ④ 団体の概要
青色申告の理念に基づき、納税者のすべてが申告納税制度の趣旨に従い自主申告、自主納税をモットーとし事業及び納税の計画、経営合理化により国づくり、まちづくりに寄与する。

(10) 河口湖地域青色申告会

- ① 所管課
税務課
- ② 補助金額
650,000 円
- ③ 補助の目的
運営費の補助
- ④ 事業の概要
青色申告制度の趣旨に鑑み個人企業の経営合理化の為、簿記の普及運動を図ると共に、税務会計、金融対策を含めた恒久的経営改善の方策についてその研究を図り、併せて納税思想の向上に努めると共に、適正なる納税思想の実をあげるべくもって目的とする。

《意 見》

補助金交付にあたり、(9)(10)については総会資料が添付されており、適正に処理されていることを確認しました。しかし、補助金交付の観点からは、交付による事業の成果が明確に把握できるよう、今後の報告をお願いいたします。また、書類提出において確認不足が見られるため、事務局において内容の精査および適切な指導を行っていただきたいと考えています。

(11) 富士ヶ嶺ファームフェスタ実行委員会

- ① 所管課
農林課
- ② 補助金額
1,255,000 円 (補助金返還額) 75,749 円

- ③ 補助の目的
富士ヶ嶺ファームフェスタ開催補助

- ④ 団体の目的
地域の活性化、農業、観光及び都市、農村交流を目的にイベントを開催することを目的としている

《意見》

補助金交付に関する事務手続きは適正に処理されています。雨天の中でも県内外から1,200人以上の来場者があったことは高く評価できるイベントです。

実績報告を行う際には、事業の成果がよりわかりやすくなる内容とするよう、ご指導をお願いいたします。

また、今後は自主財源の確保が厳しくなることが予想されるため、スポンサーの募集などの検討も併せてお願いいたします。

(12) Mt. Fuji 河口湖ジャズフェスティバル実行委員会

- ① 所管課
観光課
- ② 補助金額
1,850,000 円
- ③ 補助の目的
Mt. Fuji 河口湖ジャズフェスティバル開催補助
- ④ 団体の目的

民間の力でイベントを開催し、町民や観光事業関係者、地元関係者の結束力を高めるとともに、河口湖周辺や紅葉まつり来場者及び宿泊者等へのサービスイベントとして実施している

《意見》

クラウドファンディングの実施により、補助金額を賄うに足る寄付を獲得していることは評価できます。

しかし、補助金交付規程第2条第2項に定められているとおり、団体が自らの経費で賄うべきものと認められるものは補助対象となりません。

この点を踏まえ、事業内容や決算内容を精査するとともに、事業の効果についても検証をお願いいたします。また、報告書における成果や公的貢献に関する報告が不十分であるため、明確な報告を求めます。監査の観点からは、不十分な報告が慣例化しているため、改善を求めます。

(13) (一社)富士河口湖町観光連盟（足湯運営補助）

- ① 所管課
観光課

② 補助金額

1,000,000 円

③ 補助の目的

富士河口湖温泉郷のPRのための運営補助

④ 団体の目的

富士河口湖温泉郷のPRとイメージアップを図り、一年を通して足湯を利用していただき観光客をもてなすことを目的とする。

《意見》

富士河口湖温泉郷のPRとして一定の効果は見られるものの、現状では屋外設置のため、凍結の恐れがある12月から2月の期間は利用が停止されています。また、一度に利用できる人数が少ない点も踏まえると、本事業が補助金交付規程に適合するかについて、再検討の余地があります。

足湯設置先の協力を得て実施されている事業であるため、今後の運営継続に関しては、設置先と町の執行部が連携して事業の効果等を検証・協議していただきたいと考えています。

(14) (一社)富士河口湖町観光連盟（ほうとうまつり運営補助）

① 所管課

観光課

② 補助金額

300,000 円

③ 補助の目的

ほうとうまつり運営補助

④ 団体の目的

山梨県の郷土料理である「ほうとう」を知ってもらい県内外問わず、ほうとうを身近に感じてもらい、家でもほうとうを食べるという習慣を定着させ普及を図ることを目的とする。

《意見》

補助金交付に関する事務手続きは適正に処理されています。事業報告においてもアンケートを実施し、イベントの効果や実施内容が分かりやすくまとめられています。

ステージイベントに関しては、今後、地元の太鼓団体等の出演も検討していただき、地元の方々も楽しめる事業として引き続き運営していただきたいと考えています。

9. 総括意見

(1) 実績報告による補助金額確定および戻入徹底の継続について

近年、事業完了後の実績報告において実績報告額が補助金交付額を下回っている事業が多く見られますが、各団体において補助金の確定および戻入が適切に実施されています。これは所管担当職員の丁寧な対応と努力の賜物です。今後も実績報告内容を十分に精査し、事業実績報告の確認と補助金額の確定、戻入を適正に実施するよう、継続的な指導をお願いいたします。

(2) 申請書および収支報告書の審査について

実績報告書の収支報告書には、各項目に具体的な説明や実績額の記載が不足しているケースがあり、詳細な収支状況把握のためには添付資料や領収書の確認が必要となる場合があります。収支報告書では、主な収入・支出について備考欄などに具体的な金額および内容を明記し、領収書や成果物写真、活動報告書などを必ず添付するよう、ご指導をお願いいたします。

また、申請および実績報告の際には、補助金関連の添付書類に加え、当該団体の定款や決算書等の財務書類の提出を必ず求め、財務状況を把握した上で補助金の必要性を再検証してください。これに基づき補助額の算定および執行を行うとともに、対象団体および事業が当初の目的を達成し、補助金交付規程の対象要件を満たしているかどうかについても再度検討し、適切に対応をいただきたいと思います。

(3) 多額の繰越金について

補助金の繰越金が依然として町の補助金額に近い状況が続いていることは、補助の目的や公正性・妥当性から外れる恐れがあり、不正行為の温床となる可能性もあります。次年度の補助金については、不交付または減額とし、繰越金が残らないよう団体運営の弾力的な進め方を促すよう、引き続き厳格な指導監督をお願いいたします。

財務状況を十分に精査し、所管担当者、財産区事務局、各団体と密な意思疎通を図りつつ、中長期の視点から多額の繰越金や内部留保としての定期預金の活用による活動事業を提案し、団体の活性化につながる適正な補助金の執行を検討していただきたいと思います。

～総括～

補助の目的や妥当性について疑義が生じる事例が見られます。妥当性の検討を怠り、慣例や例年通りの執行が行われていることが、補助執行事務の形骸化につながっていると考えられます。補助金は弾力的に運用し、妥当性の十分な検証を行うとともに、団体の意見も聞きながら現状に即した補助事務および事業推進を指導していただきたい。

また、所管担当者間で審査・執行体制について改めて確認し、条例や規則、交付要綱に則った適正な執行がなされるよう、併せて指導をお願いいたします。

財政負担の必要性及び補助目的の検証、実施成果や効果の適正な評価を重視し、慣例的・例年通りの執行を見直すこと。補助金額算定の根拠は定期的に見直し、必要に応じて修正、廃止または縮小を行い、財政援助団体の自主的運営を促進するとともに、より効果的かつ透明性の高い事業や行政サービスとするよう指導をお願いいたします。